

基本目標 5

機能的で環境と 調和したまち



- 政策 5-1 コンパクトで暮らしやすいまちづくり
- 政策 5-2 道路網の整備と公共交通の利便性の向上
- 政策 5-3 快適で暮らしやすい都市環境の整備
- 政策 5-4 環境にやさしいまちづくり

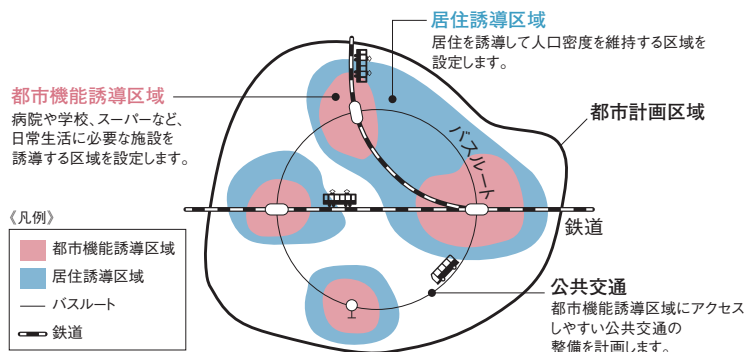
施策1 計画的な土地利用と都市拠点機能の充実

施策2 新幹線を活かしたまちづくり

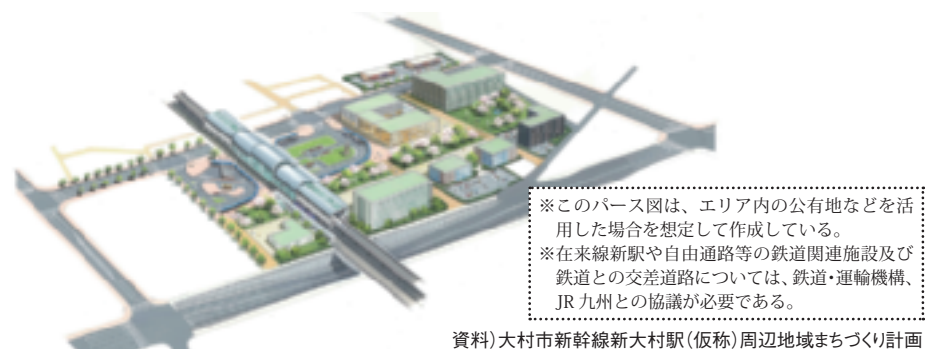
本市の現状・課題

- 本市の市街地は、平野部を中心に広がっています。近年、開発が農村地や丘陵地へ進展し、市街地が郊外へ拡大しているため、地域の特性に応じた計画的な土地利用を推進する必要があります。
- 将来の人口減少に備え、コンパクトで機能的なまちを形成するため、都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていく必要があります。
- スマートシティ^{※1}の実現に向けて、AI^{※2}やIoT^{※3}、5G^{※4}などの最先端技術を活用した取組を推進し、市民サービスの更なる向上を図る必要があります。
- 九州新幹線西九州ルートの開業を踏まえ、「大村市新幹線新大村駅（仮称）周辺地域まちづくり計画」、「大村市新幹線開業アクションプラン」に基づき、官民が連携し新たなまちづくりを推進する必要があります。

(1) コンパクトで機能的なまちづくりのイメージ



(2) 新大村駅前周辺ゾーンの整備イメージ



※1 スマートシティ：都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用するとともに、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区。
 ※2 AI：人工知能といい、人間が持っている認識や推論などの能力をコンピューターでも可能とする技術の総称。
 ※3 IoT：建物、電化製品、自動車、医療機器など、「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。
 ※4 5G：第5世代無線移動通信技術の総称のこと。

施策の体系

政策 5-1

コンパクトで暮らしやすいまちづくり

施策 1 計画的な土地利用と都市拠点機能の充実

- 1 計画的な土地利用の推進
- 2 コンパクトで機能的なまちづくり
- 3 中心市街地の活性化
- 4 スマートシティの実現に向けたまちづくり

施策 2 新幹線を活かしたまちづくり

- 1 新幹線の整備促進
- 2 新大村駅周辺の拠点の形成
- 3 多様な交流の促進

施策
1

計画的な土地利用と都市拠点機能の充実

施策の方針・指標

計画的な土地利用の推進を図るとともに、中心市街地周辺や新大村駅周辺などの都市拠点機能の充実と、中心市街地の活性化に取り組みます。

指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
計画的な土地利用が行われていると感じる人の割合 (%)	44.1 (R1年度)	47.0 (R7年度)
地籍調査進捗率 (%)	51.6 (R1年度)	66.0 (R7年度)

施策の概要

1 計画的な土地利用の推進

自然環境の保全や社会的・歴史的諸条件などを考慮しながら、「国土利用計画法」や「都市計画法」などにに基づき、適正かつ計画的な土地利用を推進するとともに、地籍の明確化を図り、土地利用の高度化に資するため地籍調査の早期完了に努めます。

また、土地利用の現状や将来の動向を考慮しながら、用途地域の適切な見直しを行います。

2 コンパクトで機能的なまちづくり

「大村市立地適正化計画」に基づき、多極ネットワーク型コンパクトシティ^{※1}の実現に向け、居住と都市機能の適正な誘導を図るとともに、公共交通のネットワーク化を計画的に進めます。

3 中心市街地の活性化

JR大村駅周辺を中心とする中心市街地において、「ミライon (県立・市立一体型図書館及び大村市歴史資料館)」、「コレモおおむら」、「市民交流プラザ」、「プラットおおむら (中心市街地複合ビル)」の連携を図り、更なる活性化を推進します。

4 スマートシティの実現に向けたまちづくり

機能的な次世代型のミライ都市を目指すため、AIやIoT、5Gといった最先端技術を活用した取組を推進し、スマートシティの実現を目指します。

※1 多極ネットワーク型コンパクトシティ：日常生活に必要な行政サービスや医療・福祉施設、商業施設や住居等を集約したコンパクトシティを複数箇所形成し、公共交通により相互アクセスできるよう整備したまち。

新幹線を活かしたまちづくり

施策の方針・指標

九州新幹線西九州ルートを整備するとともに、新たなまちづくりの拠点となる新大村駅周辺や新幹線車両基地周辺の整備を進め、観光やビジネスなど多様な交流を促進します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
新大村駅周辺整備事業の進捗率(%)	63.0 (R1年度)	100.0 (R7年度)
新大村駅の乗車人員数(人/日)	—	2,100 (R7年度)

施策の概要

1 新幹線の整備促進

九州新幹線西九州ルートの開業に向け、関係機関や関係自治体と連携しながら、着実な整備を促進します。

2 新大村駅周辺の拠点の形成

新大村駅周辺の基盤整備を行い、高い交通利便性を活かして、企業誘致や定住促進等に取り組みます。また、車両基地の整備に伴い、周辺部への関連企業の誘導を図るとともに、新たな観光資源として活用するなど、立地を活かした取組を進めます。

3 多様な交流の促進

九州新幹線西九州ルートの開業に向け、おもてなしや観光商品づくりなど、「大村市新幹線開業アクションプラン」に基づき、官民が一体となった交流人口の拡大に取り組むとともに、ビジネスや学術など、多様な交流活動を促進するため、積極的な情報発信に努めます。

施策1 道路網の整備

施策2 利便性の高い公共交通の確立

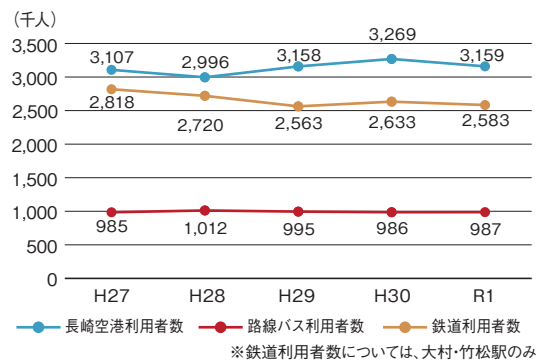
本市の現状・課題

- 道路網は、長崎自動車道、国道、県道と都市計画道路を中心に形成されています。その中でも、国道34号は、市内を縦貫し、県北・県南地域をつなぐ大動脈として、地域産業や市民生活を支える重要な幹線です。
- 国道34号大村-諫早間については、未整備区間（大村市与崎-諫早市本野間）の新規事業化が決定し、4車線化に向けて事業が進められています。同区間の整備は交通・物流による地域経済の活性化や災害時の緊急輸送路としての重要な役割も担っているため、4車線化整備による慢性的な渋滞解消が急務であります。また、九州新幹線西九州ルートの開業による影響も踏まえながら道路ネットワークの整備を進める必要があります。
- 公共交通は、航空路、JR、バス路線などにより構成されており、路線バスの利用者はここ数年横ばい状態で推移しています。少子高齢化の影響もあり公共交通への意識が高まりつつあるため、新大村駅への接続を考慮したバス路線の再編も含め、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図る必要があります。
- 長崎空港の利用者数は、近年、増加傾向にあり、順調に推移していましたが、令和元年に減少に転じました。今後は、県や関係団体と連携し、利用者数の増加に向けた取組を行うとともに、利便性向上や機能強化を推進する必要があります。

(1) 公共交通体系図



(2) 公共交通の利用実績



施策の体系

政策5-2 道路網の整備と公共交通の利便性の向上

施策1 道路網の整備

- 1 国道34号の整備促進
- 2 幹線道路の整備
- 3 生活道路の整備

施策2 利便性の高い公共交通の確立

- 1 JR大村線の機能充実
- 2 バス路線の再編
- 3 長崎空港の利便性向上及び機能強化

道路網の整備

施策の方針・指標

交通の利便性と安全性を確保するため、国道34号の整備促進、幹線道路や生活道路の整備を計画的に進めます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
都市計画道路の改良率(%)	66.0 (R1年度)	74.0 (R7年度)
市道の改良率(%)	68.0 (R1年度)	69.0 (R7年度)

施策の概要

1 国道34号の整備促進

国道34号は長崎県の交通を支える重要な幹線道路であるとともに、国土強靱化における緊急輸送路としての役割もあることから、大村諫早間の4車線化による慢性的な渋滞解消と安全・安心な道路整備の早期完成を促進します。

また、市内中心部の拡幅についても、未整備区間の早期完成を促進します。

2 幹線道路の整備

九州新幹線西九州ルートの開業等による交通需要の変化などを踏まえ、「池田沖田線」、「坂口植松線」など、都市計画道路の整備を進めます。

3 生活道路の整備

市民生活における移動の利便性と安全性を確保するため、市道の計画的な整備とその他生活道路の維持管理等の促進に努めます。

また、長寿命化計画に基づき、道路施設の適切な維持管理に努めます。

利便性の高い公共交通の確立

施策の方針・指標

JR大村線や路線バス等の公共交通網の整備・充実を図ります。また、長崎県の空の玄関口である長崎空港の利便性向上や機能強化を推進します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
鉄道の平均乗車人数 (竹松駅及び大村駅)(人/日)	3,539 (R1年度)	3,700 (R7年度)
市内バス利用者数(人/年)	765,000 (R1年)	780,000 (R7年)
長崎空港の利用者数(人/年)	3,159,000 (R1年度)	3,200,000 (R7年度)

施策の概要

1 JR大村線の機能充実

九州新幹線西九州ルートの開業を踏まえ、JR大村線の新駅設置等を進めるとともに、新幹線との接続を考慮したダイヤ編成や増便等について関係機関に働きかけを行います。

2 バス路線の再編

通勤・通学や通院、買物など、市民の日常的な移動を支える効率的で利便性の高いバス路線の再編を図るため、運行事業者と連携し、ルートやダイヤ等の見直しに取り組みます。

また、JR大村駅や新大村駅と路線バス等との接続を図ります。

さらに、地域により異なる交通需要に対応するため、デマンド型乗合タクシー^{※1}などを活用した効率的で利便性の高い移動手段について検討を進めます。

3 長崎空港の利便性向上及び機能強化

長崎空港の利便性向上や機能強化を図るため、県や関係団体と連携し、国内線・国際線の定期路線の増設や増便、チャーター便の誘致、貨物輸送の強化などを推進するとともに、長崎空港の24時間化やコンセッション方式^{※2}による運営の民営化を実現できるよう、国や県に要望していきます。

※1 デマンド型乗合タクシー：利用者の希望時間帯、乗車場所などの要望(デマンド)に応じて運行する乗合タクシー。

※2 コンセッション方式：国や自治体が公共施設の所有権を持ったまま、運営権を民間に売却できる制度。

施策1 住環境の整備

施策2 景観の保全

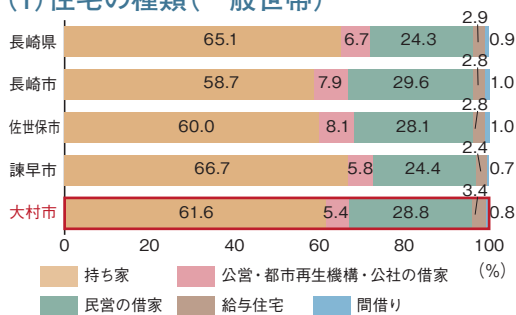
施策3 公園・河川の整備

施策4 上下水道の整備

本市の現状・課題

- 近年の宅地開発は、小規模な住宅地の整備が郊外へ拡大している状況です。こうした状況を踏まえ、都市環境の整備や、多様なライフスタイルに対応した良質な住環境の形成を図る必要があります。
- 「大村市景観条例」に基づき、歴史的、自然的な景観の維持・形成に取り組んでいます。また、「大村市屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の適正な管理を行っています。
- 安らぎと潤いを与えてくれる貴重な空間として、公園や河川等の整備や適切な維持管理を行う必要があります。また、屋外スポーツ施設として、総合運動公園の着実な整備を進める必要があります。
- 上下水道事業は、普及・拡大から維持管理及び更新へと事業の転換を進めており、今後も安定した水の供給と効率的な汚水処理を行う必要があります。また、大村湾における水質環境基準を達成するため、令和元年度末に供用開始した高度処理施設に引き続き、今後も、既存施設の更新時期に合わせて施設を改築し、高度処理化を図る必要があります。

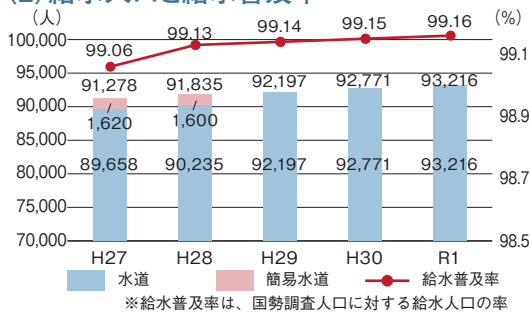
(1) 住宅の種類(一般世帯)



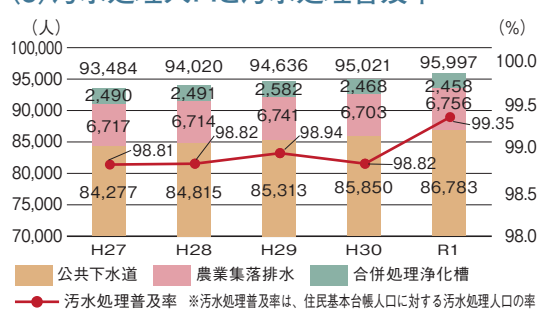
住宅の種類	一般世帯数	世帯人員	1世帯当たり人員
総数	35,564	88,834	2.50
持家	21,901	59,863	2.73
公営借家	1,912	4,110	2.15
民営借家	10,257	21,692	2.11
給与住宅	1,221	2,551	2.09
間借り	273	618	2.26

資料)国勢調査

(2) 給水人口と給水普及率



(3) 汚水処理人口と汚水処理普及率



施策の体系

政策5-3

快適で暮らしやすい都市環境の整備

施策1 住環境の整備

- 1 良好な住宅市街地の形成
- 2 市営住宅の適正な管理

施策2 景観の保全

- 1 地域資源を活かした魅力的な景観の形成
- 2 屋外広告物の適正な管理

施策3 公園・河川の整備

- 1 公園の整備・維持管理
- 2 地域住民と連携した公園の維持管理と緑化の推進
- 3 河川・海辺空間の整備・維持管理

施策4 上下水道の整備

- 1 安定的な水源の確保と水質管理
- 2 計画的な水道施設の更新と耐震化の推進
- 3 公共下水道の整備促進と適正な維持管理
- 4 農業集落排水施設等の適正な維持管理

住環境の整備

施策の方針・指標

良好な住宅市街地の形成に向けた基盤整備を推進します。また、市営住宅の適正な管理を推進します。

指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
優良な民間住宅への支援件数 (件/年)	165 (R1年度)	165 (R7年度)
市営住宅のバリアフリー化率 (%)	87.0 (R1年度)	100.0 (R7年度)

施策の概要

1 良好な住宅市街地の形成

魅力ある住宅市街地を形成するため、都市計画法に基づいた地区計画※¹制度の推進を図ります。また、木造住宅については、耐震化や省エネルギー化、バリアフリー化などの支援を行います。

2 市営住宅の適正な管理

「大村市営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化した市営住宅について、ユニバーサルデザインに配慮した改修を行います。

また、予防保全的な観点も踏まえた計画的な維持管理を行うことで、トータルコストの縮減を図ります。

※1 地区計画：都市計画法に定められたまちづくりの一手法で、いくつかの街区などからなる比較的小規模な地区を単位として、道路、公園の配置や建物の用途、高さ、敷地などに関する事項をきめ細かく条例等で定め、良好なまちづくりを進めるための計画。

景観の保全

施策の方針・指標

地域資源を活かした魅力的な景観の形成と屋外広告物の適正な管理を行い、景観の保全に努めます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
街なみが美しく住みやすいと感じる人の割合(%)	77.1 (R1年度)	80.0 (R7年度)
市内の屋外広告物が適正に管理されていると感じる人の割合(%)	30.0 (R1年度)	50.0 (R7年度)

施策の概要

1 地域資源を活かした魅力的な景観の形成

豊かな自然と歴史に恵まれた大村にふさわしい景観の形成を図るため、「大村市景観条例」に基づき、良好な街なみの保全など、景観形成を推進します。

特に、歴史的景観が残る上小路周辺地区は、景観形成重点地区として保全に努めます。

2 屋外広告物の適正な管理

屋外広告物の適正な管理を行うため、「大村市屋外広告物条例」に基づき、市民や事業者に対する周知啓発に取り組み、違反広告物に対する指導を行います。



春日神社参道(上小路周辺景観形成地区)



野岳中腹の棚田

公園・河川の整備

施策の方針・指標

計画的な公園の整備と維持管理を行うとともに、緑化の推進に取り組みます。また、安全で親しみのもてる河川・海辺空間の整備や維持管理を行います。

指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
一人当たりの都市公園面積 (㎡/人)	6.6 (R1年度)	8.4 (R7年度)
地域団体が管理する公園数 (公園)	45 (R1年度)	50 (R7年度)
親水空間 ^{*1} の設置箇所数 (箇所)	23 (R1年度)	24 (R7年度)

施策の概要

1 公園の整備・維持管理

安全で魅力的な公園を目指し、「大村市公園施設長寿命化計画」に基づき、設備等の計画的な補修・更新を行います。

また、大規模なスポーツ大会への対応や市民スポーツの推進などを図るため、「大村市総合運動公園」の早期整備を行います。

さらに、「大村市アウトドアランドデザイン^{*2}」に基づき、公園の施設リニューアルを図ります。

2 地域住民と連携した公園の維持管理と緑化の推進

美しく潤いのある環境づくりを目指し、地域住民と連携した公園の維持管理や、花に関する住民参加型イベントを実施することで、緑化意識の高揚を図り、緑化を推進します。

3 河川・海辺空間の整備・維持管理

河川環境の保全や水辺空間の創出など、災害に強く、安全で親しみがもてる河川の整備を目指し、郡川やよし川等の河川改修を計画的に進めます。

また、海岸部においては、海辺に親しみがもてる空間の整備に努めるとともに、プレジャーボートなどを係留する港湾施設についても、県と連携しながら魅力的な海辺空間の整備・維持管理に取り組みます。

※1 親水空間：河川や公園、海辺などにおいて、水に触れることで水に対し親しみを深めることができる空間（郡川砂防公園、シャクナゲの里河畔公園、大上戸川河畔公園など）。

※2 大村市アウトドアランドデザイン：本市の自然環境を活かしたアウトドアアクティビティを新たな観光資源や市民の健康増進の場として捉え、スポーツの振興、地域活性化の更なる展開を図ることを目的とし、アウトドアスポーツツーリズムの構築を見据えた全体構想。

上下水道の整備

施策の方針・指標

安定的な水源の確保と水質管理を行うとともに、計画的な水道施設の更新と耐震化を図ります。また、公共下水道の整備促進を図るとともに、汚水処理施設の適正な維持管理を行います。

指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
計画取水可能量 ^{※1} (m ³ /日)	39,090 (R1年度)	40,686 (R7年度)
水道管路の耐震化率 (%)	13.8 (R1年度)	20.0 (R7年度)
水道管路の年間更新率 (%)	0.80 (R1年度)	0.84 (R7年度)
汚水処理人口普及率 (%)	99.3 (R1年度)	99.6 (R7年度)
雨水整備率 (%)	55.7 (R1年度)	56.3 (R7年度)

施策の概要

1 安定的な水源の確保と水質管理

本市は、表流水からの取水が約半分を占め、湧水が発生した場合には、水の安定供給に大きな影響を受けます。このため、地下水の水量及び水質変化に対応しながら、将来の水の需要を予測した計画的な水源開発を行います。

また、水道水源の水質は、季節や天候などにより変化するため、迅速かつ的確な水質管理を行い、良質な水を安定的に供給します。

2 計画的な水道施設の更新と耐震化の推進

水道管路については、漏水調査等の分析・評価に基づき管路の更新とともに耐震化を進めます。また、坂口浄水場をはじめ水道施設 (水源・送水施設) についても、更新及び耐震化を計画的に進めます。

※1 計画取水可能量：安定取水が可能な表流水、地下水の水量合計 (目標値は第13回拡張事業の数値)。

3 公共下水道の整備促進と適正な維持管理

「大村市公共下水道事業基本計画」に基づき、下水道未整備区域における污水管渠の整備や、老朽化が進む施設の改築更新工事を進め、適正な維持管理を行います。

大村浄水管理センターの水処理施設については、耐震対策、改築更新と併せて高度処理施設の建設を進めていきます。

また、大雨などによる浸水対策として、未整備地区の雨水整備を進めていきます。

4 農業集落排水施設等の適正な維持管理

「おおむら污水処理構想」に基づき、令和3年度から令和10年度までの計画で、農業集落排水7地区を公共下水道処理施設へ統合し、適正な維持管理と効率的な污水処理を推進します。

また、公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域外においては、合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理を促進します。

政策
5-4

環境にやさしいまちづくり

施策 1 環境保全の推進

施策 2 環境汚染対策の推進

施策 3 ごみの減量化と適正処理の推進

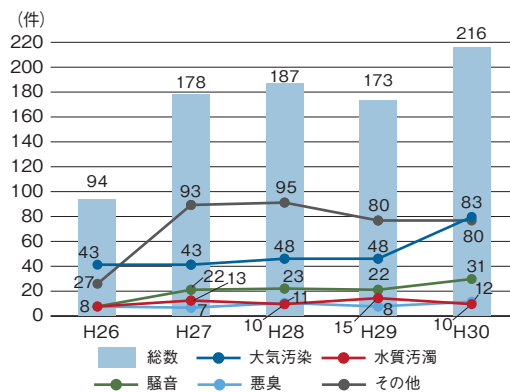
本市の現状・課題

- 本市の人口一人当たりのCO₂（二酸化炭素）排出量は、全国平均に比べ少ない状況ですが、今後も地球温暖化対策として、家庭生活や企業活動の省エネルギー化と再生可能エネルギーの利用拡大に努める必要があります。
- 大村湾の水質は、近年、改善傾向にあります。湾奥部などでは、依然として環境基準を達成していない状況にあるため、県や流域市町等が連携して水質改善に向けた取組を実施しています。今後も、水質改善に向けた継続的な取組が必要です。
- 「第二次大村市環境基本計画」に基づき、騒音や振動等の公害に対する監視、指導等を行っていますが、近年、公害苦情件数は、やや増加しています。しかし、光化学オキシダントやPM2.5などの大気汚染物質等は継続して問題となっており、適切な対応が必要です。
- 人口一人当たりのごみ総排出量は、全国平均や県平均よりも少ない状況ですが、更なるごみ排出量の抑制に向け、市民・事業者の意識の高揚などに取り組むとともに、リサイクル率の向上に向けた取組を推進する必要があります。また、老朽化に伴い、処理能力が低下し、耐用年数を迎える施設の建替えに向けた準備を進めるなど、廃棄物の適正処理を推進する必要があります。

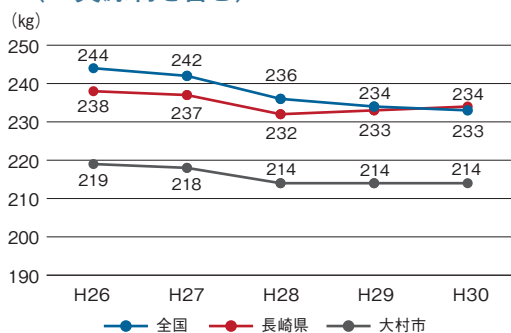
(1) 大村湾沿岸一斉清掃の様子



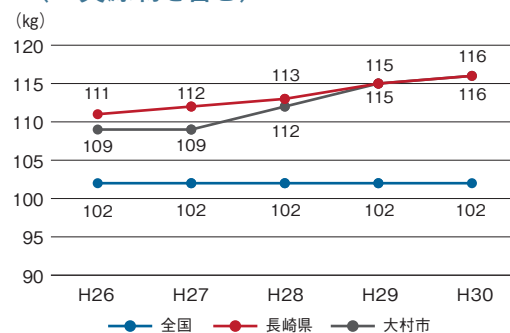
(2) 公害苦情件数



(3) 家庭系ごみ一人一年当たりの排出量
(※資源物を含む)



(4) 事業系ごみ一人一年当たりの排出量
(※資源物を含む)



施策の体系

政策5-4

環境にやさしいまちづくり

施策1 環境保全の推進

- 1 地球温暖化対策の推進
- 2 豊かな自然環境の保全
- 3 環境保全意識の醸成

施策2 環境汚染対策の推進

- 1 公害防止の推進
- 2 環境衛生・環境美化の推進
- 3 斎場及び墓地の適正な管理

施策3 ごみの減量化と適正処理の推進

- 1 ごみの減量化の推進
- 2 廃棄物の適正処理の推進

環境保全の推進

施策の方針・指標

地球温暖化対策を推進するとともに、豊かな自然環境の保全や自然を活かした環境教育に努めます。

指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
市の公共施設における温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /年)	29,103 (R1年度)	27,648 (R7年度)
大村湾のCOD ^{※1} 値 (mg/L)	2.0 (R1年度)	2.0 (R7年度)
環境講座・イベントへの参加者数 (人/年)	977 (R1年度)	1,000 (R7年度)

施策の概要

1 地球温暖化対策の推進

市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策を推進するため、家庭生活や企業活動における省エネルギー活動の普及啓発や建築物の省エネルギー化を促進します。

また、公共施設については、再生可能エネルギー等の導入や活用を促進するとともに、市民や事業者に対し、普及啓発を行います。

2 豊かな自然環境の保全

大村湾や多良山系などの豊かな自然環境を守るため、水源かん養機能や土砂災害防止機能などを持つ森林・農地の保全を推進します。

また、県、大村湾流域市町等で組織する「大村湾をきれいにする会」との連携を図りながら、大村湾の環境保全に努めます。

3 環境保全意識の醸成

市民や事業者が環境についての理解を深め、自発的な環境保全活動の実践につながるよう、啓発を行うとともに、大村湾や多良山系など、自然環境を活かした環境学習を開催します。

※1 COD: 化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand)。水質汚濁の指標の1つで、水中に有機物などの物質がどれくらい含まれるかを、過マンガン酸カリウムなど酸化剤の消費量を酸素の量に換算して示される。CODの値が大きいほど水中の有機物が多いことを示し、水質汚濁の程度も大きくなる傾向がある。大村湾のCOD値の環境基準値は2.0mg/L以下。

環境汚染対策の推進

施策の方針・指標

公害のないまちづくりに取り組むとともに、環境衛生・環境美化を推進します。また、斎場や墓地の適正な維持管理を行います。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
環境基準達成箇所の割合(騒音・振動・水質)(%)	83.3(R1年度)	84.0(R7年度)
市民大清掃の参加者数(人/年)	9,647(R1年度)	10,200(R7年度)
狂犬病予防注射接種率(%)	70.4(R1年度)	73.0(R7年度)

施策の概要

1 公害防止の推進

騒音、振動などの都市型公害の監視・指導を継続するとともに、関係機関と連携し、大気汚染、悪臭、水質汚濁などへの適正な対応を行うことで、公害のないまちづくりに努めます。

また、光化学オキシダントやPM2.5などの大気汚染物質等により、人体等への影響が懸念される場合には、市民や事業者に対して迅速に情報を提供します。

2 環境衛生・環境美化の推進

「大村市環境美化条例」及び「大村市環境保全条例」に基づき、空き缶などのごみの散乱防止や空き地の適正な管理、緑化に取り組み、環境衛生・環境美化を推進します。あわせて、市民参加の清掃活動を開催することで、市民の環境美化意識の醸成に取り組みます。

また、犬や猫などの適正な飼養の促進を図るため、関係機関と連携した飼主への飼い方の指導に取り組むとともに、終生飼養や里親制度など動物愛護についての普及啓発を推進します。

3 斎場及び墓地の適正な管理

斎場については、無公害で安全な斎場としての機能を維持するとともに、適正な運用管理を行います。また、墓地については、公衆衛生の観点から適正な管理の指導を行います。

ごみの減量化と適正処理の推進

施策の方針・指標

ごみの減量化を推進するとともに、不法投棄の防止やごみ処理施設の安定的な運営などにより、廃棄物の適正な処理を推進します。

指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
家庭系ごみ一人一年当たりの排出量 (kg) (資源物を除く)	183 (R1年度)	182 (R7年度)
事業系ごみ一人一年当たりの排出量 (kg) (資源物を除く)	118 (R1年度)	116 (R7年度)
不法投棄回収量 (可燃物・不燃物) (kg)	3,764 (R1年度)	3,570 (R7年度)

施策の概要

1 ごみの減量化の推進

ごみの減量化を促進するため、4R運動^{※1}の普及啓発を行い、市民・事業者・行政の連携による取組を推進します。

また、リサイクル製品の優先的な購入を行うとともに、市民や事業者に対し、リサイクル製品等の利用促進に関する情報発信や普及啓発を推進します。

2 廃棄物の適正処理の推進

不法投棄や野外焼却などを防止するため、周知啓発やパトロールを行うとともに、産業廃棄物については、事業者の責任において適正処理を行うよう、県と連携して指導を行います。

ごみ収集については、ステーション化を促進し、効率化を図ります。

ごみ処理施設については、老朽化し、耐用年数を迎えるため、建替えに向けた準備を進めます。また、最終処分場については、埋立量を減らし、延命化に努めます。さらに、し尿処理施設については、大村浄水管理センター内へのし尿受入施設の整備を進めます。

※1 4R運動：4Rとは、Refuse (リフューズ：発生回避)、Reduce (リデュース：発生抑制)、Reuse (リユース：再使用)、Recycle (リサイクル：再生利用) の4つの英単語の頭文字をとったもので、これらの取組を行うことで環境と経済が両立した循環型社会を目指す運動。